

令和7年度 認知症対応型サービス事業管理者研修実施要綱

1 ねらい

本研修では、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対して、事業所運営をしていく上で必要な、管理者としての役割、労務管理、サービス提供のあり方など統括的に管理運営していくための知識・技術を習得することをねらいとする。

2 研修実施機関

秋田県から委託を受けて、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会が実施します。

3 受講対象者

次の（１）～（３）の要件をすべて満たす方

- （１）認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることが具体的に予定される方
- （２）認知症介護実践者研修（旧痴呆介護実務者研修基礎課程・専門課程を含む）を修了している方
- （３）認知症の介護経験を３年以上有すること

4 受講定員 各回 30名

5 研修日程 第1回：令和7年10月21日（火）～22日（水）

第2回：令和8年 3月 4日（水）～ 5日（木）

※全2回のうち希望する研修回を選択の上、お申込みください。

6 研修会場 秋田県社会福祉会館 7階 第1・2研修室（秋田市旭北栄町1－5）

7 受講料 3,000円

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

8 申込期間及び申込のながれ

①市町村へ申込【必須】	申込期間 第1回：8月20日（水）～21日（木）
申込先：各管轄市町村介護保険担当	申込期間 第2回：12月3日（水）～ 4日（木）

↓

②研修受付システム申込【必須】	申込期間 第1回：8月20日（水）～27日（水）
申込先：秋田県社会福祉協議会研修システム	申込期間 第2回：12月3日（水）～10日（水）

↓

※申込開始日午前9時より入力できます。

↓

③受講可否通知メール送信（予定）	第1回： 9月10日（水）
	第2回：12月24日（水）

9 申込み方法【必須】

※申込みに当たっては、次の（１）及び（２）の手続きが必須となります。いずれか一方の場合は、申込み受付をしません。

- （１）受講希望者は、本会ホームページより「**認知症対応型サービス事業管理者研修申込書**」をダウンロードし、必要事項を記入の上、受講を希望する回の申込み期間内に、事業所が所在する市町村介護保険担当宛に提出してください。（FAX 不可）

※申込み先については「令和７年度認知症介護実践研修 市町村担当一覧」を参照。

- （２）受講を希望する回の申込み期間内に、本会ホームページ上の「研修受付システム」にログインし、申込みフォームに入力してください。

※「研修受付システム」未登録の事業所は、本会ホームページ「研修受付システム」（ログイン・新規ユーザー登録）より、手続きをお願いします。仮登録から登録承認まで時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きをお願いします。

10 申込受付・受講可否について

- （１）各市町村が管内の研修申込書を取りまとめ、審査の上、受講が必要と認められた場合に、市町村長の推薦書を添えて秋田県社会福祉協議会あてに申込みを行うものとします。
- （２）各市町村からの申込書、及び研修受付システムへの申込みを確認後、選考結果を「研修受付システム」から受講申込者あてにメールで通知します。

なお、受講決定後、受講者の変更はできませんので御承知おきください。

11 修了証について

修了証は、全日程を修了した場合に交付します。

受講状況や受講態度が本課程修了にふさわしくないと判断した場合は、修了証を交付しません。

12 留意事項

- （１）提出された受講申込及び推薦書は、本会の「個人情報保護規程」に基づき、他の目的に使用しません。
- （２）会場となる秋田県社会福祉会館の駐車場は、当研修受講者の駐車を保証するものではありません。

お車で来館の際は、当会ホームページに掲載している、社会福祉会館駐車場案内図または、近隣の有料駐車場を御確認の上、御利用下さい。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

施設振興・人材・研修部 研修担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町１－５ 秋田県社会福祉会館 ７階

TEL：018-864-2775 FAX：018-864-2840